

令和 2 年

奈良市議会 7 月臨時会  
提出議案（別冊）

奈良市

## 目 次

|             |                |   |
|-------------|----------------|---|
| 奈良市議案第 93 号 | 訴えの提起について..... | 1 |
|-------------|----------------|---|

## 訴えの提起について

本市は、奈良地方裁判所 令和2年（行ウ）第19号 損害賠償請求等履行請求事件の判決について、次のとおり訴えを提起する。

令和2年7月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 被控訴人となるべき者の住所及び氏名

奈良市青山八丁目277

厚井 弘志 外108名

奈良市学園北二丁目12番18-5号

樽谷 佳男 外9名

### 2 控訴の要旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人ら及び被控訴人参加人らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一、第二審とも被控訴人ら及び被控訴人参加人らの負担とする。  
との判決を求める。

### 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 当市職員を指定代理人とする。
- (3) 第二審判決の結果、必要がある場合は上告する。